

水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）に未加入の皆さんへ

市町村特認により、水田経営所得安定対策に、

あなたも加入できます！

- ① 経営面積が4ha未満であっても、すでに「認定農業者となっているあなた」は市町村特認で水田経営所得安定対策に加入できることになります。
- ② これから認定農業者になる方も同様です。認定農業者になるには現在の農業経営を見直し、その改善計画を大仙市から認定してもらわなければならない。

※集落営農組織から脱退し、新たに個人で対策加入する場合は、予め当該集落営農組織の同意を得ていなければ本対策には加入できません。

集落営農組織の場合

- ☆ 20haの面積要件に満たなかった集落、または特例（所得・物理的・生産調整）の規模要件に当てはまらない集落も、市町村特認の該当となる可能性のある集落は地域の実情を考慮するなど検討をし、加入できることになります。
- ☆ すでに対策加入している組織で、諸般の事情で面積要件等に満たなくなった場合でも、今後とも法人化に向う熱意のある組織は、市町村特認の対象になります。

市町村特認の手続きは、**4月以降に市農林振興課・各総合支所農林振興課へご相談ください。**

水田経営所得安定対策の加入の流れ

あなたは、認定農業者ですか
または、集落営農組織の構成員ですか

はい

いいえ

規模要件（原則）を満たしていますか
認定農業者 4ha 集落営農組織 20ha

認定農業者又は集落営農組織の
構成員になることをご検討下さい

はい

いいえ

規模要件の特例を活用することができますか

所得特例

・農業所得が230万円を超え、かつ、対象農産物（米・麦・大豆）の収入、所得、面積のいずれかが、経営全体の27%以上ある経営体

※農業所得は、税申告の農業所得

物理的特例

・経営拡大が困難な地域について実態に即して要件を緩和

大仙市は
認定農業者 2.6～4ha
集落営農組織 10～20ha

※主に経営する農地の場所が基本

生産調整特例

・地域の生産調整面積の過半を受託している集落営農組織

・集落全体で集落営農を組織化し生産調整を実施している組織

※経営面積は4ha以上必要

（市農林振興課・各総合支所農林振興課で確認します）

はい

いいえ

市町村特認の活用

大仙市へ特認申請書を提出（4月1日から5月31日まで）

大仙市の意見を踏まえ、国が本特認の適用を認定

水田経営所得安定対策に加入できます

※ 市町村特認を受けて加入された認定農業者や集落営農組織については、産地づくり交付金の加算助成「品目横断加入促進助成」の要件に該当しませんのでご留意下さい。

担い手通信

第2号
平成20年
3月発行

大仙市集落営農・
法人化支援センター
大仙市太田町
横沢字堀ノ内46
TEL 0187-88-1920

「品目横断的経営安定対策」は、
「水田経営所得安定対策」へ名称が変わります。
● 熱意を持って営農に取り組む皆さんも対策加入できる
「市町村特認制度」が創設されました。

今回は見直しの要点を特集します。
① 加入要件
② 五年後の法人化
③ ナラシ
④ 交付金の支那人化
⑤ 交付金の法人化
⑥ 交付金の法人化
⑦ 交付金の法人化
⑧ 交付金の法人化
⑨ 交付金の法人化
⑩ 交付金の法人化

